土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）での「住宅等の改修」を支援します。

～　神戸市住宅等土砂災害対策改修支援事業のご案内　～

＜事業イメージ＞

既存住宅等（レッドゾーン内）

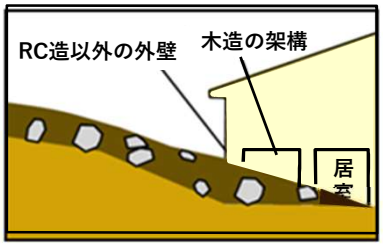

※　土砂災害に対応した
　　構造基準を満たしていない

改修工事への助成

土砂災害に対して安全な住宅等

改修のイメージ

【外壁等の改修】

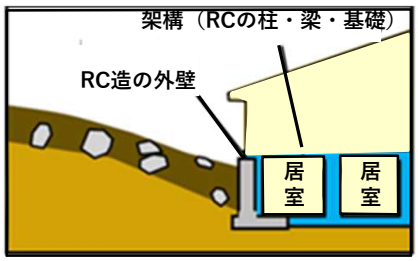

【塀の築造】

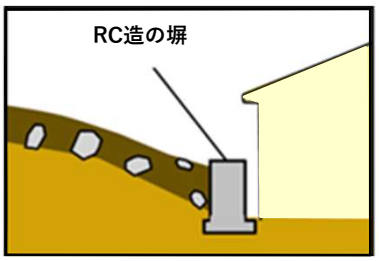

＜事業の概要＞

(1) 対象となる住宅等

①レッドゾーン内にあり、区域に指定される前から建てられている住宅等（既存不適格住宅等）

②土砂災害対策改修工事により、土砂災害に対し安全な構造となること
（建築基準法施行令第80条の3の規定に適合）

検索　兵庫県　CGハザードマップ

※レッドゾーン等は、兵庫県のホームページ「CGハザードマップ」で確認できます。

(2) 補助金の額等

区　分	補助限度額
住宅	**150万円** （300万円（補助対象限度額）×1/2（補助率）） ※　補助金の交付は、補助対象住宅等につき１回限りです。
旅館・ホテル	**450万円** （900万円（補助対象限度額）×1/2（補助率））

(3) その他

- 補助金の交付申請をしていただく前に、事前協議、申込書の提出が必要です。
- 詳しくは、本市ホームページの補助要綱等をご覧ください。
- まずは、下記までご相談ください。

検索　神戸市　移転・改修支援

【お問合せ先】
神戸市建設局森林・防災部防災課
〒650-8570　神戸市中央区加納町6-5-1　市役所4号館6階
電話：078-322-6283　　FAX：078-331-3441

補助金申請手続きの流れ(改修支援)

手続き	内容
事前協議・申込み	補助額、補助要件、申請手続きなどについて、事前協議を行った上で申込書を提出してください。 ①補助事業申込書 ②既存住宅の位置図 神戸市建設局森林・防災部防災課まで、お問い合わせください。
補助金の交付申請	主な必要書類は次のとおりです。 ①補助金交付申請書 ②住民票、登記事項証明書、納税証明書 ③対象住宅の付近見取図、配置図、平面図、構造図などの図面 ④対象住宅の建築時期が確認できる書類 ⑤改修計画が建築基準法施行令第８０条の３の規定への適合していることを建築士が証した書類 ⑥建築基準法の規定による確認済証 ⑧改修工事の見積書 （リフォーム等他の工事を行う場合、改修工事とその他工事が内訳として分かるもの） ⑨建築士の免許証　など
補助金の交付決定	市から、補助金の交付が決定したことを通知します。 **交付決定通知書が届いてから「改修」に関する契約を結んでください。** **（先に契約されたものは、補助の対象外となります。）**
改修事業の実施	**「改修工事」は年度内に完了させてください。** (年度内の完了が難しい場合は、速やかに報告をし、指示を受けていただく必要があります。)
改修事業の完了報告	改修工事完了後、40日以内又は年度内に実績報告書を提出してください。 主な必要書類は次のとおりです。 ①補助事業等実績報告書 ②補助金清算調書 ③改修工事施工報告書 ④改修工事後の外観写真 ④建築基準法の規定による検査済証 ⑤契約書等の写し、請求書又は領収書　など ※その他必要な書類を提出していただく場合があります。
改修事業の審査及び	市で、改修事業が適正に実施されたかどうかを審査し、適正な実施の確認ができれば、補助金額の確定通知をします。
補助金の交付	市から指定された口座へ、補助金が振り込まれます。